こ 支 虐 第 201 号 令和 7 年 5 月 14 日

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長

殿

こども家庭庁長官

令和7年度(令和6年度からの繰越分)児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫 補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和7年度(令和6年度からの繰越分)児 童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和7年 4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(指定都市市長、中核市市長及び 児童相談所設置市市長を除き、特別区を含む。)に対する周知につき配慮願いたい。 令和7年度(令和6年度からの繰越分)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助 金交付要綱

## (通則)

1 令和7年度(令和6年度からの繰越分)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及びこども家庭庁の所掌に属する補助金交付規則(令和5年内閣府令第41号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

2 この補助金は、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業、児童相談所と警察との 児童虐待に係る情報共有システム構築事業、児童相談所等におけるICT化推進事業、 虐待・思春期問題情報研修センター事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 貸付事業、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・ 事業所開設等支援事業等分)、共働き家庭里親等支援強化事業、ヤングケアラー支援体 制強化事業、障害児安全安心対策事業、障害児支援事業所等におけるICTを活用した 発達支援推進モデル事業、地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業及び障害 児支援人材確保・職場環境改善等事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もっ て地域における児童虐待防止対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

## (交付の対象)

- 3 この補助金は次の事業を対象とする。
- (1) 児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

令和5年12月26日こ支虐第220号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村(特別区を含む。)が行う児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

(2) 児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

令和7年2月13日こ支虐第33号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所と 警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、 指定都市、児童相談所設置市が行う児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有 システム構築事業

- (3) 児童相談所等における | CT化推進事業
  - (ア) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等における I C T 化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所等における I C T 化推進事業(こども家庭セ

ンター分を除く。)

- (イ) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等における I C T 化推進事業実施要綱」に基づき、市町村(特別区を含む。)が行う児童相談所等における I C T 化推進事業
- (ウ) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるICT化推進事業実施要綱」に基づき、民間団体が行う児童相談所等におけるICT化推進事業に対して、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が補助する事業
- (エ) 令和7年2月13日こ支虐第34号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等における I C T 化推進事業実施要綱」に基づき、市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行う児童相談所等における I C T 化推進事業(母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分に限る。)に対して都道府県が補助する事業
- (4) 虐待・思春期問題情報研修センター事業

平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業(虐待・思春期問題情報研修センター事業の要保護児童等に関する情報共有システムの整備分に限る。)に対して横浜市が補助する事業

- (5) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
  - (ア) 平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 3 号厚生労働事務次官通知別紙 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、 都道府県が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業
  - (イ) 平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 3 号厚生労働事務次官通知別紙 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、 都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社 団法人又は一般財団法人(以下「都道府県が適当と認める団体」という。)が 行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業に対して都道府県 が補助する事業
- (6) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
  - (ア) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う事業
  - (イ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行い又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
  - (ウ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開

設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所 設置市が行う事業(里親負担軽減事業に限る。)

- (エ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、北海道、札幌市、旭川市及び函館市が行う事業(熱中症防止対策支援事業に限る。)
- (オ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、北海道管内の市(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)が行い又は助成する事業に対して北海道が補助する事業(熱中症防止対策支援事業に限る。)
- (カ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が行う事業(性被害防止対策支援事業に限る。)
- (キ) 令和7年2月14日こ支家第69号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分)実施要綱」に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業(性被害防止対策支援事業に限る。)

## (7) 共働き家庭里親等支援強化事業

令和7年2月13日こ支家第59号こども家庭庁支援局長通知別紙「里親養育包括支援(フォスタリング)事業(共働き家庭里親等支援強化事業分)実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う共働き家庭里親等支援強化事業

#### (8) ヤングケアラー支援体制強化事業

令和7年2月14日こ支虐第38号こども家庭庁支援局長通知別紙「ヤングケアラー支援体制強化事業(令和6年度補正予算)実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市町村(特別区を含む。)が行うヤングケアラー支援体制強化事業

## (9)障害児安全安心対策事業

- (ア) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、北海道、札幌市、旭川市及び函館市が行う事業(熱中症防止対策支援事業に限る。)
- (イ) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、北海道管内の市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)が行い又は助成する事業に対して北海道が補助する事業(熱中症防止対策支援事業に限る。)

- (ウ) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。) が行う事業(性被害防止対策支援事業に限る。)
- (エ) 令和6年3月29日こ支障第73号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県又は市町村(特別区を含む。)が補助する事業(性被害防止対策支援事業に限る。)
- (10) 障害児支援事業所等における | CTを活用した発達支援推進モデル事業
  - (ア) 令和7年2月26日こ支障第36号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業
  - (イ) 令和7年2月26日こ支障第36号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等における I C T を活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
- (11) 地域障害児支援体制充実のための | CT化推進事業
  - (ア) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年 度地域障害児支援体制充実のための I C T 化推進事業実施要綱」に基づき、都 道府県、指定都市及び中核市が行う I C T 導入モデル事業
  - (イ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年 度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、都 道府県、指定都市及び中核市が行うICT導入モデル事業のための研修事業
  - (ウ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く)若しくは社会福祉法人等が行うICT導入モデル事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
  - (エ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、 都道府県、指定都市及び中核市が行うオンライン環境整備事業
  - (オ) 令和7年2月13日こ支障第30号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和6年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く)若しくは社会福祉法人等が行うオンライン環境整備事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業
- (12) 障害児支援人材確保·職場環境改善等事業

令和7年2月26日こ支障第38号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」に基づき、障害児支援事業所・施設が行う障害児支援人材確保・定着の基盤を構築する事業に対して都道府県が実施する又は補助する事業

## (交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された別表の第3欄の種目ごと(3の(3)の(ウ)、(エ)、(6)の(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(9)及び(11)の(ア)、(ウ)、(エ)、(オ)については施設又は事業所ごと)の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1)3の(3)の(ウ)、(エ)、(4)、(5)の(イ)、(6)の(ア)、(イ)、(エ)~(キ)、(9)の(イ)、(エ)、(10)、(11)の(ア)、(ウ)及び(オ)以外の事業
  - ア 別表の第4欄に定める基準額と、第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較 して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し て少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

## (2) 3の(3)の(ウ)の事業

- ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県等が補助 した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じ て得た額を交付額とする。

# (3) 3の(3)の(エ)の事業

- ア 市町村ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した 額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に8分の5を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを 比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額と する。

## (4) 3の(4) の事業

- ア 別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額を選定する。
- ウ イにより選定された額と横浜市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (5) 3の(5)の(イ)の事業

ア 都道府県が適当と認める団体ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

- イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (6) 3の(6)の(ア)、(エ)、(カ)、(10)の(ア)及び(11)の(ア)の事業
  - ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と、第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (7) 3の(6)の(イ)、(オ)及び(9)の(イ)の事業
  - ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて 得た額を交付額とする。
- (8) 3の(6)の(キ)の事業
  - ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (9) 3の(9)の(エ)の事業
  - ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第 6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (10) 3の(10)の(イ)の事業
  - ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- (11) 3の(11)の(ウ)及び(オ)の事業
  - ア 施設又は事業所ごとに、別表の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県、指定都市及び中

核市が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第6欄に定める補助率を乗 じて得た額を交付額とする。

#### (交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1)別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (3)事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5)補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、別紙様式第8により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等) であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で 消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容 に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (6)こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、 その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7)事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければな らない。
- (8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による 調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ 調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合 にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならな い。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法

施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 都道府県は、都道府県が適当と認める団体が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等をこども家庭庁長官に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度としてこども家庭庁が定める額を国庫に返還しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(2) から(8) に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)、(3)、(5)及び(6)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、(6)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

- (11) 都道府県及び市町村(特別区を含む。)は、間接補助金を民間団体若しくは都道府県又は市町村が適当と認める団体に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。
  - (ア)(2)から(7)及び(9)に掲げる条件

この場合において(2)、(3)、(5)、(6)及び(9)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「市町村長」と、(6)及び(9)中「国庫」とあるのは「都道府県」又は「市町村」と、(4)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「市町村長の承認」と、(5)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(9)中「都道府県は」とあるのは「都道府県が適当と認める団体は」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(イ)事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、 器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分 が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の既定によりこども家 庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなけ ればならない。

- (12) (10) 及び(11) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (13) 横浜市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、 当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなけれ

ばならない。

- (14) 横浜市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。 この場合において、(2)、(3)、(5)及び(6)中「こども家庭庁長官」とあるのは「横浜市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」と、(4)中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「横浜市長の承認」と、(5)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5)及び(8)中「補助金」と あるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (15) (14) により付した条件に基づき横浜市長が承認をする場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (16) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合 別紙様式第2による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官 に提出するものとする。
- (2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第3による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

## (変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別紙様式第4又は別紙様式第5による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

8 こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

### (補助金の概算払)

9 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

#### (実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
  - (1)都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

別紙様式第6による報告書を、令和8年4月10日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第7による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、令和8年4月10日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

## (補助金の返還)

11 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に 返還することを命ずる。

### (その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1区分	2 中区 分	3種目	4 基準額	5 対象経費	6補助率
児待対支業童防策援。	児童相	児談シム連盤事館のテ報基築	次により算出された額の合計額 ① 児童相談所におけるAIを活用した全国統一ツールに係る改修 1自治体当たり 19,250,000円 ② 要保護児童等に関する情報共有システムに係る改修 1自治体当たり 7,700,000円 ※ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市において、①と②両方のシステムに係る改修を実施する場合には、①の基準額を適用する。	の報築な料等償費用費会製水料(費手託及び費児シ連事報、、費、費、議本費)通、数料びに等童ス携業酬職賃、旅(燃費費及、信広料、賃備相テ基に、員金共費消料、、び後運告)使借品談ム盤必給手、済、耗費印光修務搬料、用料購所情構要 当報 需品、刷熱繕費、委料並入	1/2
	児談警の虐か情有テ築童所察児待か報シム事相とと童にる共ス構業	児談警の虐か情有テ築童所察児待か報シム事相とと童にる共ス構業	次により算出された額の合計額 ① 警察署等への端末整備 1 自治体当たり 30,550,000 円 ② 児童相談所システム改修 1 自治体当たり 20,460,000 円  ※ 都道府県において、①と②両方を実施する場合には、①と ②を合算した基準額を適用する。	別の大学に関いています。 「一と童をはいます。」 「一と童をでは、まれば、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	1/2
	児談にるT進童所おI化事相等けC推業	児談にるT進電所おI化事はC推業	次により算出された額の合計額 児童相談所等におけるICT化推進事業 1か所当たり 1,000,000円	等におけるⅠ	3 (イが別) (イ都市区実 1 のう間民施 2 の 1 の 1 の 1 の 1 の 2 の 1 で 1 の 2 の 3 の 3 の 4 で 1 の 3 の 4 で 1 の 3 の 4 で 1 の 3 の 4 で 1 の 3 の 4 で 1 の 4

虐待・思行・思行・思問題情報である。 おおお おおい おおい おおい おおい おおい おおい おおい おおい おお	社会福祉法人横浜博萌会(間接補助) 要保護児童等に関する情報共有システムの整備 120,000,000	情テに、手、費、託及び費報ム必給当共、役料びに、共、費、託及び費件がに、費用費使借品償費を表する。	定額
児護退等す立資付児護退等す立資付(補都県分	1 生活支援費 1 人当たり月額 50,000円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。 2 家賃支援費 1 人当たり月額 家賃相当額(管理費及び共益費を含む) ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅 扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額(都道府県 又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1 項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごと	ために必要な 貸付給料、職員 最大 費、 大 会 大 会 等 、 費 、 費 、 書 、 費 、 書 、 書 、 書 、 書 、 書 、 書	9/10
児護退等す立資付(補団施所にる支金事間助体分)	1 生活支援費 1 人当たり月額 50,000円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医 療費等の実費を合算した額とする。 2 家賃支援費 1 人当たり月額 家賃相当額(管理費及び共益費を含む) ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅	旅費、需用費 (消耗品費、	定額

		3 資格取得支援費 1人当たり 資格取得に要する実費 ただし、上限 250,000 円とする。 4 事務費 1 都道府県当たり 4,800,000 円	及料(費手託及び費(県めうしるりが1/別場び)、通、数料びに、注がる事、と、総10途合修役信広料、賃備報)適団業別こ都事相補に繕務運告)、使借品償都当体ににろ道業当助限額搬料、用料購費道とが対定に府費をする費、委料並入、府認行、めよ県の、る。	
児護等活のの改業正福関設業設援等童施の向た環善(児祉連・所等事分養設生上め境事改童法施事開支業)	の改業正福関設:環善(児祉連・境事改童法施事	次により算出された額の合計額  1 里親支援センター ① 開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合	児等の改正関業援必費費入電のな正関業援必費費とあ事童施開業な設び施向環(祉・等)修整品が設立します。	又は 1/3 (注1) 市及び福
	児護等活のの改業親軽業童施の向た環善(負減分養設生上め境事里担事)	次により算出された額の合計額 1 自治体当たり 500,000円	思いる では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1/2

	児護等活のの改業中止支業童施の向た環善(症対援分養設生上め境事熱防策事)	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 1,000,000円	児童を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
	児護等活のの改業被止支業童施の向た環善(害対援分養設生上め境事性防策事)	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 100,000円	1/2 (東京のため事業 に (大学のでは、 (大
家庭里 親等支 援強化	共家親援事を里支化	次により算出された額の合計額 1 か所あたり 10,000,000円	共働等支援強 世親等実に必称 世親等学に必称 員をを受験 とのででは、 はのではのでは、 はのではのでは、 はのではのでは、 はのでは、 はのでは、 はのではのでは、 はのではのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、 はのでは、

			製 素 費 強 費 、信 、信 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
ケアラ ケ 一支援 一 体制強 体	マテー体とアンフラを出事がある。	次により算出された額の合計額 1 ヤングケアラー実態調査・研修推進事業 (1) 実態調査・把握 1 都道府県、指定都市あたり 6,100,000円 1 中核市、特別区あたり 3,153,000円 1 市町村あたり 1,709,000円 (2) 実態調査スタートアップ加算 1 都道府県、指定都市あたり 2,123,000円 1 中核市、特別区あたり 1,930,000円 1 市町村あたり 1,737,000円 2 ヤングケアラー支援体制構築事業 (1) 18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行う ヤングケアラー・コーディネーターの配置 1 都道府県あたり 7,896,000円	ラ強要料当会職的支の報費(教製費費費費で費手料使借費補金ヤー化な及等計員任給に償、消材本、、)、、通、数、用料、助等ン支事報び(年及用さ限費需耗費費光燃、備役信広料委料、扶金グ援業酬職た度び職れる、用品、、熱料改品務運告、託及共助、ケ体に、員だ任臨員る)旅費費印会水 修購費搬料保料び済費負ア制必給手し用時へも	2/3
安全安策心事業(症対援	章安心事(宣讨爰子)害全对業熱防策事)	次により算出された額の合計額 1 か所当たり 1,000,000円	安(対分需費費及料(費料料費交障心熱策)用、、び)、通、)、、、付害が中支に費印光修役信手、備補金児策症援必(刷熱繕務運数ま品助安事防事要燃製水・務搬・託購金全業止業な料本費・費	1/2 北内村事し道す 2/ 管町う対海助合 2/3

	障害児	次により算出された額の合計額	障害児安全	1/2
	安心事(害対援分全対業性防策事)	1 か所当たり 100,000円	安(対分需費費及料(費料料費交心性策)用、、び)通、)、、付ま援必(刷熱繕務運数託購金制料を登場を開発をできる。	市特含行に都がる/対区)事し府助合
障支業にるをし達推デ業害援所おし活た支進ル	障支業にるをし達推デ業害援所おし活た支進ル児事等けて用発援モ事	こども家庭庁長官が必要と認めた額	事け用援事報費役料び事品助障業るし推業償、務、賃請購金 をごを達デ要旅費を料め、 手間を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	10/10
地害援充たI化事	- 導デ業接助道県定市核施C入ル(補・府・都・市分下モ事直 都 指 中実)	次により算出された額の合計額 1 施設又は事業所当たり 1,000,000円	- で ・	1/2
	Ⅰ 導デルのの 日で 日で 日で 日で 日で のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	次により算出された額の合計額 1 自治体当たり 272,000円	ーでルの必に費用、用料では 一での必に費用、用料で での必、費を記入 での必、費を記入 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1/2

ICT	次により算出された額の合計額	ICT導入	2/3
導入モ		モデル事業に	
デル事		必要な報償	
業(間	1 施設又は事業所当たり 1,000,000円	費、需用費、	
接補		役務費、委託	
助・都 道府		料、使用料及 び賃借料、エ	
<sup>連桁</sup> 県・指		事請負費、備	
定都		品購入費、補	
市・中		助金	
核市実			
施分)			
オンラ	次により算出された額の合計額	オンライン	1/2
イン環		環境整備事業	
境整備		に必要な報償	
事業	児童発達支援センター等1箇所当たり 800,000円	費、需用費、	
(直接		役務費、委託	
補助· 都道府		料、使用料及 び賃借料、エ	
即連州県・指		事請負費、備	
定都		品購入費、補	
市・中		助金	
核市実			
施分)			
オンラ	次により算出された額の合計額	オンライン	2/3
イン環		環境整備事業	
境整備		に必要な報償	
事業(間接	児童発達支援センター等1箇所当たり 800,000円	費、需用費、 役務費、委託	
補助・		及伤負、安託 料、使用料及	
都道府		び賃借料、工	
県・指		事請負費、備	
		品購入費、補	
定都			
市・中		助金	
市·中 核市実			
市・中			
市・中核市実施分)	次により算出された額の合計額	助金 障害児支援	10/10
市·中 核市実 施分) 障害児 障害児 支援人 支援人		助金 障害児支援 人材確保・職	10/10
市·中 核市実施分) 障害児 障害児 支援人 対確 材確	1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事	助金 障害児支援 人材確保・職 場環境改善等	10/10
市核市分 障害児人 障害児人 材確 保・職	<ol> <li>1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事業所・施設分)</li> </ol>	助金 障害児支援 人材確保・職 場環境改善等 事業に必要な	10/10
市·中 核市実施分) 障害児 障害児 支援人 対確 材確	1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事業所・施設分) こども家庭庁長官が必要と認めた額	助金 障害児支援 人材確改・職 場環に必要な 報酬、給料、	10/10
市 · 中 · 核 · 中 · 核 · 市 · 市 核 · 市 · 市 核 · 市 · 市 核 · 市 · 市	1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事業所・施設分) こども家庭庁長官が必要と認めた額	助金 障害児支援 人材確保・職 場環境改善等 事業に必要な	10/10
市核施 障害援 保 職境 害接 保 環 費等 改善等	<ol> <li>1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事業所・施設分) こども家庭庁長官が必要と認めた額</li> <li>2. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(都道府県支援</li> </ol>	助金 障害児支援 人場環にに を 事業に 総等 報償費、総 報償費、職	10/10
市核施 障害援 保 職境 害接 保 環 費等 改善等	<ol> <li>1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事業所・施設分) こども家庭庁長官が必要と認めた額</li> <li>2. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(都道府県支援分)</li> </ol>	助 「 大場事報報手費務 で 大場事報の で 大場事報の で 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで 大きで	10/10
市核施 障害援 保 職境 害接 保 環 費等 改善等	<ol> <li>1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事業所・施設分) こども家庭庁長官が必要と認めた額</li> <li>2. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(都道府県支援分)</li> </ol>	助 「大場事報報手費務及 で材環業酬償当、費 に、費等旅、賃 では、費等旅、賃 では、費等旅、賃 では、費 では、費 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	10/10
市核施 障害援 保 職境 害接 保 環 費等 改善等	<ol> <li>1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事業所・施設分) こども家庭庁長官が必要と認めた額</li> <li>2. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(都道府県支援分)</li> </ol>	助 原材環業酬償当、費び託 宇確境に、費等旅、賃料 保改必給、、費使借、 援職等な、員済役料、用	10/10
市核施 障害援 保 職境 害接 保 環 費等 改善等	<ol> <li>1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事業所・施設分) こども家庭庁長官が必要と認めた額</li> <li>2. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(都道府県支援分)</li> </ol>	助	10/10
市核施 障害援 保 職境 害接 保 環 費等 改善等	<ol> <li>1. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(障害児支援事業所・施設分) こども家庭庁長官が必要と認めた額</li> <li>2. 障害児支援人材確保・職場環境改善等事業(都道府県支援分)</li> </ol>	助 原材環業酬償当、費び託 宇確境に、費等旅、賃料 保改必給、、費使借、 援職等な、員済役料、用	10/10

(注1)「里親委託加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う1②の事業については、補助率を2/3とする。

都道府県·指定都市·中核市·児童相談所設置市名

# 令和7年度(令和6年度からの繰越分) 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 実績報告(総括)

【基本情報】		10000000000000000000000000000000000000	<u>儿主旧欧///                                  </u>
担当課室名			
担当課室電話番号			
担当者名			
メールアドレス(担当課)			
メールアドレス(担当者)			
【報告に当たっての確認事項】※記載内容を確認し、チェックするこ 「障害児支援分野のICT導入モデル事業を実施する場合に、ICT導入		fを対象にICT導入に伴う研修会を開催した。	
1. 報告情報			
①障害児支援分野のICT導入モデル事業 (1)補助実施事業所数			事業所
(2)国庫補助対象経費の実支出額【合計】			円
(3)国庫補助基本額【合計】			円
(4)国庫所要額【合計】			- 円
(5)都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会経費の実支出額			ПВ
(つ) 田旭川 赤 : 1日に田川 - 千13川川 大肥した川 修太社 其の夫又正領			1, 1
(6) 都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会経費の国庫補助	基本額		円
※上限272千円[1(5)が272千円以下の場合は、1(5)の金額を記入] (7) 都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会経費の国庫補助所	听要額		<b>一</b> 円
②児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業 (1)補助実施事業所数			事業所
(2)国庫補助対象経費の実支出額【合計】			円
(3)国庫補助基本額【合計】			円
(4)国庫所要額【合計】			一 円
			<del></del>
	所要額		一 円
①除字旧士授人取の107道 7 エギョ 古巻し	1 法人名	事業所名	
①障害児支援分野のICT導入モデル事業と、②児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業の、	2 法人名	事業所名	
両方を申請する事業所を記載すること ※適宜行を追加すること	3 法人名	事業所名	
2. 総括表(参考)			(円)
対象経費の実支出額			-
寄附金その他の収入額 差引額			_
左り破 基準額 ※事業者に対する補助と研修会経費を足し上げること。			
国庫補助基本額			_
国庫補助基本額 国庫補助所要額			_

令和7年度(令和6年度からの繰越分)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

# 令和7年度(令和6年度からの繰越分)地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 障害児支援分野のICT導入モデル事業 実績報告

13 国庫補助対象経費の実支出額	プリガナ  法人名 プリガナ 事業所名  是供サービス(複数のサービスを提供している場合は、主たる1つのみ選択)  能員数(常勤換算数) [「従来者の1ヶ月の勤務延時間」/「事業所等が定めている、常塾の従事者が勤務すべき1週間の時間数 × 4(週)」にて算出(途休・野参考情報: 令和元年度から令和4年度に係るICT導入モデル事業補助実績(複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択(補助実績) (補助実績) (補助年度)  「申騰に当たっての確認事項」※記載内容を確認し、チェックすること。 こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。 「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 ICT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	) に金銭的剰余が出た場合には、 その旨を職員等に周知した。
選及・企業が発生を表現を発生している場合に、またも1つの小選の。  「関サービス(複数のナービスを提供している場合に、またも1つの小選の)  「関サービス(複数のナービスを提供している場合に、またも1つの小選の)  「関サービス(複数のナービスを提供している場合に、またも1つの小選の)  「情報・売却に存在から参加4年度に係る(0丁書入モデル事業補助実施(複数回数は発出でいる場合、場面中産に直近を選択)  「情報を成力 (情報を成) (情報を表現している。 (情報を成) (情報を表現している。 (情報を表現した。 (情報を表現している。 (情報	法人名 フリガナ 事業所名  提供サービス(複数のサービスを提供している場合は、主たる1つのみ選択)  提負数(常勤換算数) [「従事者の1ヶ月の助務延時間」」「事業所等が変めている。常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数 × 4(週)」にて算出(度休・事業情報:令和元年度から令和4年度に係るICT導入モデル事業補助実績(複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択(補助実績) (補助年度)  中間に当たっての確認事項] ※記載内容を確認し、チェックすること。 こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。 「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 ICT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	) に金銭的剰余が出た場合には、 その旨を職員等に周知した。
		) に金銭的剰余が出た場合には、 その旨を職員等に周知した。
(限サービス(機能のサービス性限)、では全者の+月の発展組織」が享ま所有が定かいる。未来のまちか取得できる世間の時間を * 4(市)に工業に信か。有4、参照はかり  ・	供サービス(複数のサービスを提供している場合は、主たる1つのみ選択)  [員数(常勤換算数) [「従事者の1ヶ月の動務証時間」/「事業所等が定めている、常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数 × 4(週)」にて算出(意体・手 ・ 者情報: 令和元年度から令和4年度に係るICT導入モデル事業補助実績(複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択 (補助実績) (補助年度)    神骸に当たっての確認事項] ※記載内容を確認し、チェックすること。 こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。 「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているが、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 ICT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	) に金銭的剰余が出た場合には、 その旨を職員等に周知した。
青藤俊、帝和茂平度から令和4年度に係る617周入モデル事業権助実権(後数回報的をグリている場合、補助中収は直近を選択) (補助規制) (補助所定) (相助所定) (相助形定) (相助所定) (相助所定) (相助所定) (相助所定) (相助所定) (相助所定) (相助所定) (相助所定) (相助形定) (相	員数(常勤換算数) 【「従事者の1ヶ月の動務延時間」/「事業所等が定めている、常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数 × 4(週)」にて算出(産体・手 者情報:令和元年度から令和4年度に係るICT導入モデル事業補助実績(複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択 (補助実績) (補助年度)    神腑に当たっての確認事項】※記載内容を確認し、チェックすること。 こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。 福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 CT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 自該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	) に金銭的剰余が出た場合には、 その旨を職員等に周知した。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 考情報: 令和元年度から令和4年度に係るICT導入モデル事業補助実績(複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択 (補助実績) (補助年度)  中請に当たっての確認専項]※記載内容を確認し、チェックすること。 ことも家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。 「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているが、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 ICT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	) に金銭的剰余が出た場合には、 その旨を職員等に周知した。
特別化・作和元年度から令和4年度に係る107南入モデル事業補助実務(復数回間的を受けている場合、制物年度は直近を選択)   (相助生産)	* 著情報: 令和元年度から令和4年度に係るICT導入モデル事業補助実績(複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択 (補助実績) (補助実績) (補助年度)  * 神腑に当たっての確認事項】※記載内容を確認し、チェックすること。 こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。 「福祉・・・「護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 ICT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	) に金銭的剰余が出た場合には、 その旨を職員等に周知した。
・	#請に当たっての確 <b>認事項】※記載内容を確認し、チェックすること。</b> こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。 「福祉・介護職員処遇改善加算・算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 ICT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 も該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	に金銭的剰余が出た場合には、 その旨を職員等に周知した。
・	#請に当たっての確 <b>認事項】※記載内容を確認し、チェックすること。</b> こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。 「福祉・介護職員処遇改善加算・算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 ICT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 も該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	に金銭的剰余が出た場合には、 その旨を職員等に周知した。
#開に当たっての課題奪項】米配動内容を推翻し、テェックすること ことも原面庁からの表があった場合は、107福等等人の3条分析やモデル事例の公表等に対応する。 およれるの記し当では、107福等等人の3条分析を記しないでは、107福等等人の3条分析やモデル事例の公表等に対応する。 日本には国籍人自己を認めます。とは、107福等等人の3条分析と表しないでは、107年の11年の場合の主意をおける。 日本には国籍人自己を認めません。107年の場合の日本で場合の実際負担を設定したり記述数据手当等の経費に全銭的対象が出た場合には、 は実現を利用者が対しる場合を指揮してしている質の月上で場合の実際負担を設定している場合、20万でも受け、その旨を提供を、10万でもの情報を表している場合、20万でもでは、10万でもの情報を表している場合、20万でもでは、20万でもでは、20万でもでは、20万でものでは、10万の金銀を担任の表し、20万でものでは、10万の金銀を担任の表し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万の金銀を対し、20万でものでは、10万でものでは、10万の金銀を対して、20万でものでは、10万でものでは、10万でものでは、10万の金銀を対して、20万でものでは、10万でものでは、10万でものでは、10万でものでは、10万でものでは、20万でものでは、10万の金銀をでは、10万でものでは、10万でものでは、10万の金銀をでは、10万の金	申請に当たっての確認事項】※配載内容を確認し、チェックすること。 こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を微している。 福祉・介護職員処遇改善加算・算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 CT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 は接費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	その旨を職員等に周知した。
ごも多度的からの求めがあった場合は、10で観察等導入の効果分析やモデル率例の公表等に対応する。 「福祉・介護商具処造の者加速は受援しているか、あるいは女付申前後おおける3分月以内に取得見込である。 「福祉・介護商具処造の者加速は受援しているか、あるいは女付申前後おおける3分月以内に取得見込である。 「四報祭等導入して持ちれた主を検信したしる意義が中心とび環内の実務を担任返切に使用するともに、その容を復貞令に増加した。 する場合に、チェックしてください。)  一数地内に障害者を支援する施設・事業所と障害児を支援する施設・事業所が併設されている場合、障害児を支援する施設・事業所に係るICT機器導入の費用のみ計上した(費用を按分した)。  ・	こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。 「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。 ICT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費 当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、そ	その旨を職員等に周知した。
3 一般地内に障害者を支援する施設・事業所と障害児を支援する施設・事業所が併設されている場合、障害児を支援する施設・事業所に係るICT機器導入の費用のみ計上した(費用を按分した)。	- 1. mg 10 A	施設・事業所に係るICT機器導入の費用のみ計上した(費用を按分した)。
1)国庫補助対象経費の実立出額   ※実際要した費用の起発を記載   2)国庫補助産業額   ※上程(20万円(1(1)が100万円以下の場合は、1(1)の金額を記入]   3)国庫補助所要額   ※(1(2)*1/2*にて第出(千円未満切物)]   4)主な導入機器内容(複数選択可)   パンコン		
(4) 主な導入機器内容(複数選択可)	※実際要した費用の総額を記載         (2) 国庫補助基本額       円         ※上限100万円[1(1)が100万円以下の場合は、1(1)の金額を記入]         (3) 国庫補助所要額       ー 円	
通信環境機器等(Wi-Fiルーターなど) 保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など) その他( )  2. 事業実績 (1) ICTの導入を実施した分野(特に該当するもの1つに区) 作業の迅速化に係る取組(現場や外出先での入力支援、支援記録の作成など) 情報の共有化に係る取組(職員間の情報の伝達など) 業務の統合化に係る取組(動怠管理、シフト表作成、人事・給与業務など) その他 (2)事業所が抱える課題	タブレット	
保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など) その他( )  2. 事業実績 (1) ICTの導入を実施した分野(特に該当するもの1つに②) 作業の迅速化に係る取組(現場や外出先での入力支援、支援記録の作成など) 情報の共有化に係る取組(職員間の情報の伝達など) 業務の統合化に係る取組(動怠管理、シフト表作成、人事・給与業務など) その他 (2)事業所が抱える課題		
(1) IOTの導入を実施した分野(特に該当するもの1つに②) 作業の迅速化に係る取組(現場や外出先での入力支援、支援記録の作成など) 情報の共有化に係る取組(職員間の情報の伝達など) 業務の統合化に係る取組(動怠管理、シフト表作成、人事・給与業務など) その他 (2)事業所が抱える課題	保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策な	EE)
作業の迅速化に係る取組(現場や外出先での入力支援、支援記録の作成など) 情報の共有化に係る取組(職員間の情報の伝達など) 業務の統合化に係る取組(勤怠管理、シフト表作成、人事・給与業務など) その他 (2)事業所が抱える課題	2. 事業実績 (1)ICTの選入を実施した分野(特に該当するもの1つにダ)	
	作業の迅速化に係る取組(現場や外出先での入力支援、支援記録の作成など) 情報の共有化に係る取組(職員間の情報の伝達など) 業務の統合化に係る取組(勤怠管理、シフト表作成、人事・給与業務など)	
③)ICT機器等を導入した業務内容(概要)	(2)事業所が抱える課題	
(3)ICT機器等を導入した業務内容(概要)		
	(3)ICT機器等を導入した業務内容(概要)	
	(O/IOI)XIII 4 C #7/O/S#30/114 /192/	

(4)ICT機器等導入前の定量的指標及びICT機器等導入により想定される定量的指標 ① 前記2(3)に係る現在(ICT機器等導入前)の業務時間内駅

① 別記と(3)に所る現在(10						
		発生件数		C. 1件当たりの	年間業務時間	1人あたり
業務内容	業務従事者数	A.ひと月当た り	B.年間発生件数 (A×12)	平均処理時間	D(B×C)	業務時間 (D/業務従事者数)
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
		0 件	0件	0 分	0 時間	#DIV/0!
② ICT機器等導入後の前記	2(3)に係る想定業	務時間内訳				
alle Wer at other		発生件数		C. 1件当たりの 年間業務時間	1人あたり	
業務内容	業務従事者数	A.ひと月当たり	B.年間発生件数 (A×12)	平均処理時間	D(B×C)	東務時間 (D/業務従事者数)
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
		0件	0件	0 分	0 時間	#DIV/0!
A B B 40 TO 10 B 40 40 40 40 40 40 40						

年間業務時間数想定削減率(%) #DIV/0!

※作成文書量は該当する文書がある場合に限り入力すること。

次下及入台主は欧当りの入台が のの場合に限 アスカッ むここ。						
③ 前記2(3)に係る現在(ICT機器等の導入前)の作成文書量						
	作成文書量					
作成文書	A.ひと月当たり	B.年間作成文書 量 (A×12)				
		0 ページ				
		0 ページ				
[		0 ページ				
	0 ページ	0 ページ				
④ ICT機器等導入後の前記	2(3)に係る想定作	成文書量				
	作成文書量					
	作成文					
作成文書	作成文を A.ひと月当たり	書量 B.年間作成文書 量 (A×12)				
作成文書		B.年間作成文書 量				
作成文書		B.年間作成文書 量 (A×12)				
作成文書		B.年間作成文書 量 (A×12) 0ページ				
作成文書		B.年間作成文書 量 (A×12) 0ページ 0ページ				
作成文書  年間作成文書量想定削減率	A.ひと月当たり	B.年間作成文書 量 (A×12) 0ページ 0ページ 0ページ				
	A.ひと月当たり	B.年間作成文書 量 (A×12) 0ページ 0ページ 0ページ				

想定削減率が20%を超える場合は、その要因について記載すること。	

※事業所ごとに作成してください。 別表3-114

令和7年度(令和6年度からの繰越分)児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

# 令和7年度(令和6年度からの繰越分) 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 障害児支援分野のICT導入モデル事業 精算内訳

白丛母夕

【基本情報】 法人名							
事業所名							
職員数(実数)		人		_	7		
施設利用者数					機器台数等との著	機器台数等との著しい矛盾が生じていないか確認します。	
実支出	額:		-	 円 -			
機器導入費用(	(合計)	初期設定に要する費用(合計)					
導入内容				数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
						0	
						0	
						0	
						0	
						0 0	
						0 0 0	
						0 0 0 0	
						0 0 0 0 0	
					合計	0 0 0 0 0 0	

備考 (特別な事情等があれば記載)

なお、ホームページ上で示されている製品価格の写しなどではなく、必ず複数の業者から見積書を徴すること。

<sup>※</sup>本内訳書の資料として、複数の業者から徴した見積書の写し(PDFファイルを添付すること。)

<sup>※</sup>ソフトウェア(事業所での業務を支援するソフトウェア(記録業務、情報共有業務、請求業務)、バックオフィス業務のためのソフトウェア(業務効率化 に資する勤怠管理、シフト票作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務))の導入について協議を行う場合には、請求業務等を一気通貫 (転 記等の業務が発生しない)で行うことが可能となっている製品であることが確認できる資料を添付すること。